

青森調剤薬局 の 掲 示 事 項

◇当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。

■取扱医薬品の区分

当薬局では、以下の区分の医薬品を取り扱っています。

- ・ 医療用医薬品（処方箋調剤）
- ・ 要指導医薬品
- ・ 第一類医薬品
- ・ 指定濫用防止医薬品
- ・ 第二類医薬品・指定第二類医薬品
- ・ 第三類医薬品

■勤務薬剤師・登録販売者

尾崎 智子	薬剤師(管理薬剤師)	調剤・服薬指導・店舗管理
坂井 義人	薬剤師	調剤・服薬指導
加藤 慧	薬剤師	調剤・服薬指導
吉岡 俊	薬剤師	調剤・服薬指導
山本 文美	薬剤師	調剤・服薬指導
澤井 明朗	薬剤師	調剤・服薬指導
小田桐 真紀子	薬剤師	調剤・服薬指導
平田 奈央	登録販売者	一般用医薬品の販売・相談
工藤 早知子	登録販売者	一般用医薬品の販売・相談

※勤務表は薬局カウンター内に掲示しております。

■届出している施設基準

当薬局は、厚生労働大臣が定める施設基準のうち、以下の項目について地方厚生（支）局長に届出を行っています。

- ・ 調剤基本料 2
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ・ 連携強化加算
- ・ バイオ後続品調剤体制加算
- ・ 服薬管理指導料の注 1
- ・ 電子的調剤情報連携体制整備加算
- ・ 調剤ベースアップ評価料

※届出の詳細については、カウンターにてお尋ねください。

■取り扱い公費負担医療について

- ・ 健康保険法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 生活保護法
- ・ 戦傷病者特別援護法
- ・ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・障害者総合支援法
- ・母子保健法
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律
- ・肝炎治療特別促進事業
- ・石綿による健康被害の救済に関する法律
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

■調剤基本料について

当薬局は、調剤基本料2の届出を行っている保険薬局です。

- ・調剤基本料2：30点（処方箋受付1回につき）
 - ・後発医薬品使用推進の取組：当薬局では、ジェネリック医薬品の積極的な調剤に取り組んでいます
- ※調剤基本料は、薬局の立地・処方箋受付枚数・集中率等により区分が定められています。

■地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当薬局は、以下の基準を満たし、地域支援・医薬品供給対応体制加算1を算定しております。

[施設基準]

- イ 地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有していること。
- (1) 医薬品の安定供給に向けた計画的な調達や在庫管理を行うこと。
 - (2) 他の保険薬局に医薬品を分譲した実績（同一グループは含めない）があること。
 - (3) 医薬品供給不安等により、迅速な医薬品入手が困難な場合は、入手可能な保険薬局を探し、在庫を確認の上、患者を紹介や、処方医に処方変更の可否を照会する等適切な対応をすること。
 - (4) 重要供給確保医薬品のうち内用薬及び外用薬であるものは1ヶ月程度の備蓄をするよう努めること。
 - (5) 原則として、単品単価交渉の実施をしていること。
 - (6) 卸売販売業者への頻回配送・休日夜間配送・急配に係る過度な依頼を慎むこと。
 - (7) 温度管理を要する医薬品や在庫調整を目的とした卸売販売業者への医薬品の返品は慎むこと。
 - (8) 地域の保険医療機関や保険薬局、医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目についての情報共有や、事前の取り決めを行っておくことが望ましい。
- ロ 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が85%以上であること。

■連携強化加算について

当薬局は、連携強化加算の届出を行っている保険薬局です。災害や新興感染症の発生時等にも医薬品の供給体制を確保し、地域の医療機関と連携して対応するための取組を実施しています。

[施設基準]

- (1) 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けており、次に掲げる体制が整備されていること。
 - ア 当該保険薬局において、感染症に係る最新の科学的知見に基づいた適切な知識を習得することを目的として、年1回以上、当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修を実施する、又は、外部の機関が実施

する研修に当該保険薬局の保険薬剤師を参加させること。

イ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る医療の提供に当たっての訓練を、年1回以上、当該保険薬局において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に当該保険薬局の保険薬剤師を参加させること。

ウ 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間において、都道府県知事からの要請を受けて、自宅療養者等に対して、調剤、オンライン又は訪問による服薬指導、薬剤等の交付（配送による対応を含む。）等の対応を行う体制が整っていること。

エ 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療の提供を迅速かつ的確に行う観点から、個人防護具を備蓄していること。

オ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供していること。

(2) 災害の発生時等において他の保険薬局等（同一薬局グループ以外の薬局を含む。）との連携に係る体制として、次に掲げる体制が整備されていること。

ア 災害の発生時等に、医薬品の提供施設として薬局機能を維持し、自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備されていること。

イ 医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行うことについて、災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施する、又は、地域の協議会、研修若しくは訓練等に参加するよう計画を作成し、実施すること。また、協議会、研修又は訓練等には、年1回程度参加することが望ましい。

ウ 災害の発生時等において、地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制が整備されていること。

(3) 災害や新興感染症発生時における対応可能な体制を確保していることについて、当該保険薬局及び同一グループのほか、地域の行政機関、薬剤師会等のウェブサイト等で広く周知していること。

(4) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等を作成し、当該保険薬局の職員に対して共有していること。

(5) 情報通信機器を用いた服薬指導を行うために以下の体制が整備されていること。

ア 「オンライン服薬指導の実施要領について」（令和4年9月30日付け薬生発0930第1号）の別添（以下「オンライン服薬指導の実施要領」という。）の第4の（4）に基づき、必要な通信環境を確保すること。

イ オンライン服薬指導の実施要領の第4の（5）に基づき、薬局内の保険薬剤師に対して、必要な知識を習得させるための研修を実施すること。

ウ 最新の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照し、また、「「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～」等について」（令和5年10月13日付け医政参発1013第2号・医薬総発1013第1号医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官・薬局総務課長通知）の別添1、別添2及び別添4を活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行うこと。

(6) 要指導医薬品及び一般用医薬品を販売していること。ただし、要指導医薬品等は単に最低限の品目を有していればいいものではなく、購入を希望して来局する者が症状等に応じて必要な医薬品が選択できるよう、新型インフルエンザ等感染症等の発生時に必要となる様々な種類の医薬品及び検査キット（体外診断用医薬品）を取り扱うべきであること。なお、取り扱う要指導医薬品等の選択に当たっては、健康サポート薬局の届出要件とされている 48 薬効群を参考にする。

■ バイオ後続品調剤体制加算

当薬局は、バイオ医薬品の適切な保管および患者への適切な説明が可能であり、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制を整備しています。

■ かかりつけ薬剤師について

当薬局では、服薬管理指導料の注1に規定する施設基準の届出を行っており、患者様お一人おひとりに対して継続的な服薬管理を行う「かかりつけ薬剤師」を配置しています。

かかりつけ薬剤師の役割

- ・ 服薬状況の一元的な管理（他の医療機関で処方された薬も含む）
- ・ 24 時間の電話相談対応
- ・ 在宅患者への訪問対応
- ・ 副作用・残薬の確認と処方医へのフィードバック

かかりつけ薬剤師

- ・ 坂井 義人
- ・ 尾崎 智子
- ・ 加藤 慧
- ・ 吉岡 俊

■ 電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局は、電子的調剤情報連携体制整備加算（月1回8点）の届出を行っている保険薬局です。医療 DX を活用した安全な調剤のため、以下の体制を整備しています。

- ・ 電子処方箋システムに対応し、重複投薬・相互作用のチェックを実施しています
- ・ オンライン資格確認を通じて患者様の診療情報・薬剤情報を取得・活用しています
- ・ マイナ保険証利用率 30%以上の実績を維持しています
- ・ 調剤録・薬歴の電子化により、情報連携の質向上に取り組んでいます

■ 調剤管理料

当薬局は、患者様やその家族等から収集した当該患者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画、薬剤服用歴等に基づき、受け付けた処方箋の処方内容について、薬剤師が薬学的分析及び評価を行った上で、患者ごとに薬剤服用歴への記録その他必要な薬学的管理を実施しています。

■ 服薬管理指導料

当薬局は、患者様に安全かつ適正に医薬品を使用していただくため、薬剤師が処方内容の確認、重複投薬・相互作用の確認、副作用歴およびアレルギー歴の確認、服薬状況の確認、残薬確認ならびに服薬指導

等を実施し、薬学的管理を行っております。

また、必要に応じて処方医への情報提供や処方定位案を行い、適正使用の推進に努めております。

■調剤ベースアップ評価料について

当薬局は、調剤ベースアップ評価料（処方箋受付1回につき4点）の届出を行っている保険薬局です。

- ・40歳未満の勤務薬剤師および事務職員（※管理薬剤師は除く）の賃金改善に取り組んでいます
- ・賃金改善計画書を作成し、地方厚生（支）局長に届け出ています

■在宅患者訪問薬剤管理指導について

当薬局では、通院が困難な患者様のご自宅・介護施設等へ薬剤師が訪問し、以下のサービスを提供しています。

- ・処方薬のお届けと服薬指導
- ・服薬状況・副作用の確認、残薬調整
- ・医師・訪問看護ステーション・ケアマネジャーとの情報共有
- ・医療用麻薬・無菌調剤への対応（該当する場合）

訪問対応エリア：青森市

24時間対応の連絡先：017-736-7388

■健康サポート薬局について

当薬局は、地域の皆さまの健康維持・増進を支援する「健康サポート薬局」として、厚生労働省の定める基準に基づき運営しております。

処方せん調剤および服薬指導に加え、以下のような健康サポートを行っております。

- ・健康相談および介護・医療・福祉に関する相談対応
- ・一般用医薬品（OTC医薬品）や健康食品に関する相談
- ・生活習慣病予防や健康維持に関する情報提供
- ・必要に応じた医療機関等へのご案内
- ・地域住民を対象とした健康相談・健康イベント

患者さまおよび地域住民の皆さまが安心して相談できる「かかりつけ薬局」として、適切な医療・健康支援に努めてまいります。

お気軽にご相談ください。

■長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

令和6年10月1日より、医療上必要があると認められない場合で、患者様のご希望により後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を選択される場合、選定療養として特別の料金をご負担いただくこととなりました。対象品目の詳細は、カウンターにてお尋ねいただくか、[厚生労働省ウェブサイト](#)をご参照ください。

■明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、薬剤服用歴管理指導等の算定項目の分かる明細書を、一部負担金が発生しない方にも領収証の発行の際に無料で発行しております。明細書には、調剤した薬剤の名称や実施した薬学的管理指導の内容が記載されます。発行を希望されない方は、カウンターにてお申し出ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

■療養の給付と直接関係ないサービス等の取り扱いについて

当薬局では、以下の項目についてその使用料・利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

軟膏容器

5 g	30円
10 g	30円
20 g	30円
30 g	30円
50 g	40円
120 g	50円

水剤容器

30 ml	30円
60 ml	30円
100 ml	30円
150 ml	30円
200 ml	50円
300 ml	50円
500 ml	50円

- ・スポイト20円 ・レジ袋5円 ・紙袋10円
- ・配達料(青森市内)500円：混雑状況、時間帯等によっては対応できない場合がございます。

※詳細はカウンターにてお尋ねください。

指定介護予防居宅療養管理指導事業者・指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

(事業の目的)

第1条

1. 青森調剤薬局(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、青森調剤薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立

ったサービスの提供に努める。

2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 訂正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について

居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。

従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。

従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2. 管理者について

常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、青森調剤薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
2. 通常、月曜日から金曜日の午前8:30～午後5:30、土曜日の午前8:30～午後12:00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は青森市の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服用状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用を文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条

1. 居宅療養管理指導等の実施中に、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する連絡事項)

第10条

1. 青森調剤薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設

け、また質の保証ができる業務体制を整備する。

2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、青森調剤薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和8年3月31日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1) 受給率50%以下などは▲50%で算定 注2) 異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集中度70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中度85%超 (ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象) ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～40万回以下、集中度85%超 ・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ) ・月40万回超、集中度85%超 ・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ) ・月40万回超、集中度85%以下	イ) 25点 ロ) 20点 ハ) 37点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）&集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	—	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1		医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 5		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の揭示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	—	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	—	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上 10点/1日分 29日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（15歳未満 237点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（15歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（〃）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、注射剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、注射剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、トロ子剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、洗腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額 = 調剤基本料（加算含） + 薬剤調製料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、28日分以上 60点
① 内服薬			10点
② 内服薬以外			
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常 (②・③以外)	(○) (○)	イ) 3か月以内の再調剤 (手帳による薬剤情報提供を含む) ロ) 3か月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点 かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用 (オンライン)		イ) 3か月以内の再調剤 (手帳による薬剤情報提供を含む) ロ) 在宅患者 ハ) 在宅患者で患者の状態の急変等に併行した場合 ニ) イ・ロ・ハ以外	45点 59点 59点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児 (18歳未満)	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者 (喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ)、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患者を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料 (特例)	-	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2		複数の医療機関から内服薬6種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点 (令和9年6月1日から)
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 合わせて月4回まで (末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで)、 保険薬剤師1人につき週40回まで	650点 320点 290点
① 単一建物患者 1人			
② 単一建物患者 2~9人			
③ 単一建物患者 10人以上			
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児 (18歳未満)	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に併う対応 ※新興感染症対応含む 合わせて月4回まで (末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者は原則として月8回まで)、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点 200点
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変			
② ①以外			
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児 (18歳未満)	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児 (18歳未満)	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者/居住者1人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者/居住者1人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回 (末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回) まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
”（所定単位につき15円を超える場合）	”	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第5節 その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人	}	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人			379単位
③ 単一建物居住者 10人以上			342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導			46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の5%